

第4次地域福祉活動計画重点項目 進行管理表（1年次－平成27年度上半期評価）

基本項目・重点項目	具体的実施項目 ・27年度実施事業	第4次計画での方向(1年次。27年度事業計画)	上半期評価				
			上半期目的達成度		出現した課題	課題の解決策・今後の方針	
			達成度	実施結果詳細			
I 地域福祉推進システム構築	1. コミュニティソーシャルワークの実践	(1) 日常生活圏域別担当コミュニティソーシャルワーカーの配置(新)	計画以下	・コミュニティソーシャルワーカーを市包括支援センターが設定する3つの日常生活圏域のうち第1圏域に1名を配置し、局内で活動にあたって方向性を確認した。 ・相談総実績数430件 内第1圏域実績数90件 ・在宅訪問活動総実績数458件 内第1圏域実績数170件 ・7,8月の神栖民協定例会にて事業説明及びチラシを配布。 ・相談者のよりよい支援に繋がるよう他機関や担当民生委員へ情報提供する紹介シートを作成し、活用している。 ・大野原コミュニティ協議会研修会への参加 ・市民協働のまちづくり研修会への参加 ・コミュニティソーシャルワーカー研修会への参加	・今年度(計画初年度)はコミュニティソーシャルワーカーを他業務と兼務での配置とせざるを得ず、生活相談への対応や、障害福祉サービス計画作成(計画相談)など兼務する業務の多さは、今後さらに取り組みを充実する上での大きな課題となってくる。 ・相談件数の増加と相談内容の複雑化の傾向は年々進んでおり、事務局(地域福祉推進センター)の現有職員数ではコミュニティソーシャルワーカーの活動(担当圏域へ出向いての支援)時間確保にも影響が生じている。	・地域福祉推進センター職員の業務分担を見直し、相談対応担当や計画相談受持ケース等を整理することで、コミュニティソーシャルワーカーが積極的に活動できる体制を確保する。 ・民協定例会や圏域内民生委員宅への訪問を通じてCSW活動の周知を図ると共に、民生委員との同行訪問等による実践的協力関係を強化する。 ・日常生活圏域別の総合相談センターの設置については、第一圏域内のわくわくサロン(五箇所)や大野原コミュニティ協議会等へ参加し、新たに配置したコミュニティソーシャルワーカーの周知と圏域内の情報収集を進め、地域の実情にあわせ段階的に進める。	
		(2) 課題発見機能の充実		・地域の支援者との協力体制を深め、福祉課題を発見できる場を増やす ・民協定例会での情報提供や研修会、更には生活福祉活動を通じて連携を強化			
		(3) 日常生活圏域別総合相談センターの設置(新)		・日常生活圏域ごとの総合相談センター設置に向けCSWの活動とあわせその機能を発揮			
	2. 新たなサービスを開発する仕組みづくり	(1) 地域福祉ネットワーク会議の開催(新)	・専門ケアチーム会議を進展させ、市独自のサービス開発システムを構築(四半期毎に開催) ・各相談機関、市内外の障害者支援機関とのネットワークを引き続き強化充実	計画以下	・各関係機関が開催する個別課題解決のためのケース会議や事業推進のための情報共有と連携を図るための会議へ参加、参画。 □ケース検討の為の会議 16回 □連携と情報共有の為の会議 25回 □サービス開発と連携体制構築の為の会議 13回 ・月1回の勉強会では、対象を絞りより実践的なテーマを設定したり、他団体の内部研修としての参加を受け入れる等の形態を取り入れた。	・行政機関を中心とする領域別の連携会議は「障害者関連、高齢者関連、児童発達関連、生活安全関連、生涯学習・市民協働関連」に渡って開催され、社協も参加・参画により課題解決に向けて提案提言機能発揮の機会を多く得られるようになっていく。 従って、これらの会議に積極的に参加し、福祉専門機関として生活モデルに立脚したアプローチを続けていくことが課題であり、当初計画していた「地域福祉ネットワーク会議」や「地域福祉推進会議」など社協主催会議の設置は、上記の領域別連携会議の親展・進捗状況に合わせて検討していく。	・専門ケアチーム会議については、地域福祉ネットワーク会議に内包し、関係機関との個別ケース検討や情報共有・連携に加え、既存サービスの見直しや新たなサービス開発の機能にも着目し発展的に継続する。 ・地域福祉ネットワーク会議については、コミュニティソーシャルワーク活動に関連する市関係各課の実務者を中心とする会議の開催を視野にいれ、『年齢や障害で対象限定することなく福祉課題の発見、把握・既存サービスの見直し・新たなサービス開発のための協議の場』としての位置づけを明確にし、そのための基盤づくりとして、領域別連携会議の中で、会議を構成する行政各課や専門機関が、他問題世帯への対応などを通じて「領域を越えた連携」の必要性を認識できるようなアプローチ、情報提供を続ける。
		(2) 地域福祉推進会議(仮称)の設置検討(新)	・CSW活動の評価、市への政策レベルの提言などについて検証の場を設けるもしくは参画する				
		(3) 地域ネットワーク勉強会の充実	・これまでの形態に加え、ターゲット・開催場所などを工夫し福祉課題を社会化する活動を展開				
II 市民との協働による新たな地域づくり	1. コミュニティ活動の積極的支援	(1) サロン活動立ち上げ支援の積極的展開	計画通り	・広報紙やホームページ、などによる情報発信を計画的に実施。 ・10月に自宅開放型サロンが神栖地区に1ヶ所誕生した。 ・波崎地区の2地区の民生委員にサロン活動のPRと情報提供を行った。 ・常総市災害ボランティアセンターの運営支援に職員を派遣(12名。28日間)。また、大規模災害特例によるボランティア保険の加入対応と活動に際しての情報提供を行った。	・サロン開設に向けたニーズの把握と協力者の開拓が急務である。 ・設置に向けた地域住民の理解促進や、スムーズな設置場所確保のための調整が必要。(公民館、区民館ごとに異なる利用規程、地区以外の参加者がいる場合等の制約など) ・市の高齢者居場所づくり事業やシニアクラブ活動の一環としての活動等があり、情報共有や連携を図る必要がある。	・地域のサロンニーズを把握し、具体的に設置したい地域を明示した上で協力者を募り、立ち上げ支援を展開する。 ・サロン活動への理解と協力を得やすくするために、サロンの効果や設立方法等のマニュアルや手引きを作成する。 ・市や行政区、民生委員、シニアクラブ等と情報交換しながら連携のもとに推進していく。 ・既存サロンへは今後も側面的支援を継続。 ・災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルについては、市の防災計画との連動はもとより、常総市災害ボランティアセンター運営支援に従事した経験を踏まえた見直しを図っていく。	
		(2) 災害時を想定した繋がりづくり		・神栖市地域防災計画の改訂にあわせ災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの見直し			
	2. 市民参加によるたすけあい活動の推進	(1) 様々な活動主体がつながりあえる仕組みづくり	・ボランティアセンター機能の強化、情報発信機能の充実 ・交流事業を通じて様々な市民活動団体、グループが連携できる機会を提供	計画通り	・社協広報紙やホームページを利用し、ボランティア活動の紹介や様々な情報を発信した。 ・定年期の男性をターゲットに、日常生活に役立つ技術を学ぶ「輝くための男の講座」を実施(参加者9名)。これまでボランティア経験がない人や、社協との関わりがなかった人など新たな人材を発掘。男性グループが立ち上がった。 ・ボランティアセンターマガジンの案内記事(福祉施設の外出支援ボランティア募集)から、既存ボランティアの新たな活動へと繋がった。	・ボランティアセンターを拠点とした情報発信の強化や要請に応じた連絡調整等により、必要な連携やつながりが図れている。しかし、様々な目的、分野において活動されているボランティアそれぞれの抱えている課題やニーズ等は把握しきれない現状がある。 ・住民参加型たすけあいサービスとしての地域住民へのシステムの周知と、需要と供給のバランスのとれた体制整備での推進を図るため、まずは担い手の確保が必要となる。	・登録ボランティアを対象としたアンケート調査を実施。要望に即した事業企画を行い課題の解決や活動の活性化に繋げて行く。 ・後期にうるかみす協力会員養成研修を実施し担い手の確保に繋げる。また様々な機会を活用した住民、関係機関等へのチラシ配付や、広報紙でのPR活動を強化し住民同士のたすけあいシステムとしての周知を図っていく。
		(2) 各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓	・テーマ別講座、勉強会の開催				
		(3) 住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化	・担い手となる市民の養成・研修を充実させ、増加する利用ニーズに応えていける体制を整える。				

第4次地域福祉活動計画重点項目 進行管理表（1年次－平成27年度上半期評価）

基本項目・重点項目	具体的実施項目 ・27年度実施事業	第4次計画での方向(1年次、27年度事業計画)	上半期評価				
			上半期目的達成度		出現した課題	課題の解決策・今後の方針	
			達成度	実施結果詳細			
Ⅲ 必要とされるサービスの提供と利用支援	1. 法人後見機能の発揮と権利擁護活動の充実	(1) 法人後見機能発揮に向けた準備（新）	計画通り	<ul style="list-style-type: none"> ・5月に東海村社協を視察。7月に県社協主催の成年後見センター等実施社協における連絡会議に出席。8月に第1回福祉後見サポートセンター設置検討委員会を開催。8月の地域ネットワーク勉強会は「任意後見制度」をテーマとして開催し、市民への啓発にも取り組んだ。 ・日常生活自立支援事業の生活支援員は新たに2名を確保(全4名)し、11月からの雇入れに向けた準備を進めた。4月に医療・介護サービス事業者連絡会での事業周知、6月には今年度第1回目の専門員会議に出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の相談、支援提供に向けた職員間・本支所間の対応ルールが統一されていない。あわせて成年後見制度利用相談支援から法人後見受任後の後見事務に対する職員の対応力を強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉後見サポートセンターの来年4月開設に向けて、福祉後見サポートセンター設置検討委員会での意見を集約し、社協らしい法人後見機能の発揮に必要なルールづくりと適正運営を図るために審議・監査を行う部門の設置など運営体制を整える。 ・法人後見受任事業と日常生活自立支援事業を一体的に対応するため、職員や生活支援員は研修受講等で対応力強化を図っていく。 ・権利擁護活動の一義的相談窓口としての日常生活自立支援事業は、支援の各段階において統一された対応をはかるため、本支所間の合同ケース会議を定期的に開催する。 ・新規の生活支援員については同行訪問を通してケースの引き継ぎを行っていく。 	
		(2) 成年後見制度利用支援相談（申立支援）の充実					<ul style="list-style-type: none"> ・着実実施
		(3) 日常生活自立支援事業の受託運営					<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加 ・生活支援員の増員
	2. 領域別福祉サービスの充実	(1) 精神障害者の地域生活支援の充実	計画通り	<ul style="list-style-type: none"> ・社協ニュース、市広報による定期掲載により、こころの相談室への問い合わせが増加した。 ・精神保健関連事業の周知及び機関間連携の再構築を目的に近隣精神科医療機関等(8カ所)に出向き、情報交換及び担当PSWとの顔合わせを行った。 ・本年度は保育者を対象とした発達障害に関する研修・保育所巡回相談が、市政策企画課の主催でモデル実施。その研修に参加。また事業参考のため巡回相談時に見学同行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・波崎地区デイケア事業への登録者数が増えず、ピアサポート、セルフヘルプといった機能を有するデイケアの有効活用がされていない。 ・発達障害児者支援に関しては、市政策企画課主催で同様の事業が展開されたことで、本会の事業展開の一部変更が必要となったが、市内の支援体制充実の観点からは、歓迎すべき状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケア事業に以前参加していたが今は参加していないクライアントを訪問し状況を把握する。 ・近隣の精神科医療機関担当者(看護師、PSW)を訪問し情報交換の機会を増やすとともにデイケアのPRを行う。 ・保健所や障がい福祉課と連携を密にし、カンファレンスや同行訪問等の協力体制を強化し、デイケア利用に繋げる取り組みを積極的に行う。 ・発達障害児療育者研修は、内容を養成目的から養成課程修了者向けのフォローアップ研修に切り替える。また、市主催事業は次年度以降の方向性を確認し、連携を取りながら、市内の支援推進状況にあわせた事業展開を行う。 ・発達障害児の余暇活動と交流の場として、現行のやまぼうし交流会を発展させ、ボランティアと協働で開催する。 	
		(2) 知的障害児者・発達障害児支援の充実					<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児者支援は研修等により支援者の拡充と理解を進め地域支援体制の充実を図る。 ・障害者相談支援事業と指定特定相談支援事業を通じ、関係機関との連携による在宅障害児者の地域生活支援を展開する。
	Ⅳ 地域福祉推進システムを実現する組織体制整備	1. 専門職を活かした組織機構の再編	(1) 相談（コミュニティソーシャルワーク）部門の明確化	計画通り	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進Cを中心とした正職員配置に切り替え、直接サービス部門、総務部門は最低限の配置で分離させた。 ・労働者派遣法改正への対応に向けた準備。またマイナンバー制度導入に伴う、職員の個人情報、プライバシー保護、漏洩防止策の成文化に着手した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進センターでは生活相談対応の増加、計画相談支援ケース増によりCSW活動に専念できる業務体制を充分にとれず、計画達成に影響が生じた。将来的に圏域ごとのCSW配置、法人後見部門の職員専任化をはかるには、現行の職員体制・業務量のままでは厳しい状況にある。 ・正職員は平成22年以降新規採用がなく、現在の正職員構成(人数、年齢)は、長期的な事業継続を考えると非常にバランスが悪い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在神栖市社協が実施する各事業を計画どおり継続する前提で、今後の事務局体制を中長期的に想定した上で、派遣人員計画、職員配置計画について27年度中に具体案を策定し、正職員の新規採用も含めた計画案の実現に向けた調整を進める。 ・労働者派遣事業職員の人数と派遣期限に関しては、派遣先(市)と十分な調整をはかった上で、中長期的な必要人員を予測していく。 ・法改正、新法へ遺漏なく対応できるよう、関係機関への情報収集と必要な研修受講を継続する。
(2) 派遣人員計画の策定と市との合意形成			<ul style="list-style-type: none"> ・派遣できる人材要件や最大派遣人員数等を協議する場を設定 				
(3) 職員配置計画に基づく採用、研修システムの体系化			<ul style="list-style-type: none"> ・「職員配置計画」「採用・育成計画」策定に向けた検討、圏域担当専従CSW配置計画検討 ・法人後見担当部門の規模と将来像、法人運営やサービス提供部門に従事する職員の人数設定 				
2. 財源の確保		(1) 市とのパートナーシップにもとづく助成・受託金の確保	計画通り	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年時点では、専門職(正職員)の設置費のみ公費で確保できている状況。事務、事業費については助成却下され、不足する事業経費を財政調整積立金の取崩しにより賄った。 ・28年度予算については、職員設置費(特定財源を除く正職員の人件費)、社協運営費(法人運営上最低限の事務費の1/2)、社協事業費(主に障害者福祉事業、広報費の3/4)について助成金要望を行ったところである。 ・予算・決算、会員加入状況についてはホームページ、広報紙等で報告している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度以来、社協助成金のうち事業費・運営費の助成はされていない。当年度の必要経費を当年度の収入で賄いきれない状況が継続しており、OA機器、活動用車輛等の買替費用確保も大きな課題となっている。 ・行政区加入世帯数の減少により、一般・特別会費収入は徐々に減少している。 ・指定管理事業(特に障害者デイ)は、利用者の実態(実数)に見合った提供体制(定員、営業日)に切り替えない限り、支出超過の状況が続き、このままでは社協本体の経営にも支障を来す状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公費(助成金)投入による事業の充実と安定継続がはかれるよう今後も市とのパートナーシップ強化に努める。 ・一般、特別会員のほか法人会員募集にもさらに力を入れ、定期的な加入案内や加入依頼先の刷新等、新規加入法人の獲得に努める。 ・社協活動への理解者、支援者を増やすため、社協の事業、構成員、財政などあらゆる法人情報を、適切かつわかりやすく伝えられるよう、広報の手法の多様化、掲載範囲の拡大に取り組む。 ・支出の削減にも継続して取り組む。特に事務費は、保有車両削減、リース導入化等も検討し、中長期的な支出の抑制と合わせ業務の効率化をめざす。 	
		(2) 応援者を増やす(会費、寄付金増強)ための広報					<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開や説明責任を果たす ・広報は市民に活用される運営を進める
		(3) 保有資産(基金、積立金)の適正活用					<ul style="list-style-type: none"> ・「財政調整積立金」の活用 ・「福祉活動基金」の運用と活用